



(公財)水道技術研究センター
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1
虎ノ門電気ビル2F
TEL 03-3597-0214, FAX 03-3597-0215
E-mail jwrchot@jwrc-net.or.jp
URL <http://www.jwrc-net.or.jp>

英国における産業及びサービスの公的所有を巡る議論 －英国議会下院レポートから－ (その2)

(はじめに)

最近、英国議会（UK Parliament）の下院（House of Commons）では、産業及びサービスの公的所有について議論が展開されており、英国議会下院のウェブサイトに関連情報が掲載されています。そこで、水道ホットニュース第629号（平成30年9月28日）では、2018年5月31日付で発行された「英国における産業及びサービスの公的所有（Public ownership of industries and services）」の概要について紹介したところです。

この下院レポートの全文の目次構成は、以下のとおりです。

- 1.はじめに
- 2.英国における公的所有の略史
- 3.産業の公的所有への移行
- 4.公的所有の形態
- 5.国有の経済学
- 6.経済規制
7. EU、国の援助及び公的所有
- 8.特定の産業又はサービス：旅客鉄道
- 9.特定の産業又はサービス：水
- 10.特定の産業又はサービス：エネルギー
- 11.特定の産業又はサービス：ロイヤルメール

そこで、「9.特定の産業又はサービス：水」について、以下に紹介することとします。なお、翻訳に当たっての出典は以下のとおりであり、Open Parliament License v3.0のもとに認可された議会情報を含みます。なお、翻訳に間違い等がありましたら容赦いただくとともに、原文を参照していただくようお願いします。

(出典) Public ownership of industries and services

<http://researchbriefings.files.parliament.uk/documents/CBP-8325/CBP-8325.pdf>

(参考1) Public ownership of industries and services

<https://researchbriefings.parliament.uk/ResearchBriefing/Summary/CBP-8325>

(参考2) Open Parliament Licence

<https://www.parliament.uk/site-information/copyright/open-parliament-licence/>

(参考3) 英国水法変遷史

<http://www.jca.apc.org/jade/demae/%E7%AC%AC15%E8%AC%9B.pdf>

産業及びサービスの公的所有について

BRIEFING PAPER Number CBP8325, 31 May 2018

(訳注)「1. ～8. 10. 及び11.」は略。

9. 特定の産業又はサービス：水

9.1 民営化と所有

イングランド及びウェールズの上下水道産業は 1989 年に民営化された。イングランド及びウェールズの 5 千万を超える住民及び家庭用以外の顧客は、32 の民営会社の 1 つからサービスを受けている（なお、Welsh Water (Dwr Cymru) は、異なる所有形態である）。ほとんどの上下水道会社は、地域独占企業であり、各水道会社のエリアにおいて専用の管路網により給水を行っている。これは、ほとんどの人が水道事業者を選択したり切り替えたりすることができず、競争が限られていることを意味している。したがって、顧客が料金に見合う価値を得るためには産業に対する経済的規制が必要である。

1989 年水法において、イングランド及びウェールズの地域水管理公社（RWA : Regional Water Authority）を公開有限会社として民営化することが規定された。

地域水管理公社(RWA)の資産及び負債は、10 の上下水道会社(すなわち、Anglian、Northumbrian、North West、Severn Trent、Southern、South West、Thames、Welsh、Wessex、Yorkshire)に帰属し、1989 年 9 月 1 日に株式が公開された。

民営化の主な目的は、収益を上げるとともに、上下水道産業の大規模な資本投資の要求に対して資金提供するために資本市場に依存することであった。他の主な公益事業の民営化、特に電気及びガスとは異なり、上下水道産業においては競争導入に関する規定はなかった。

また、1989 年水法のもと、国家河川局（NRA : 水質汚濁、洪水防御、漁業、レクリエーション及び航行の責任を有する）、水道水検査官事務所（DWI : 水質を規制する責任を有する。）、水サービス規制庁（OFWAT : 上下水道サービスの経済的な規制に関する責任を有する。）が設立された。

なお、スコットランドでは水サービスは民営化されていない。

9.2 規制

Ofwat はイングランド及びウェールズの経済的規制機関であり、その主な法的義務は以下のとおりである。

- ・消費者の目標を高める。
- ・上下水道会社が職務を適切に実施するとともに、資金を調達できるようにする。
- ・上下水道システムの長期的な強靱性を確保する。

料金改定プロセス

Ofwat は 5 年ごとに料金改定プロセスを実施し、そこでは顧客の料金に適用される料金規制とともに 5 年の期間に顧客が受けるサービスが設定される。これらの 5 年のサイクルは、アセットマネジメント計画期間 (Asset Management Planning Periods) 又は AMPs と呼ばれる。料金規制を設ける場合、Ofwat は、水道会社が顧客に対してインフラ及びサービスを提供するとともにその他の法的な義務を果たすために資金調達ができるよう、顧客の利益とのバランスを取る必要がある。

最近に料金改定は 2014 年に行われ、2015 年 4 月から 2020 年 3 月までの料金の上限が設定された。

Ofwat の料金規制を受け入れることによって、水道会社は見込まれる収入の見返りとして顧客に提供する内容について合意する。また、料金の上限に沿ったサービスの提供に伴うリスクも受け入れる。料金改定の手法と 5 年の期間は、料金改定の期間において、Ofwat の仮定よりも費用が低ければ、会社は利益を得ることができるが、Ofwat の仮定よりも費用が高ければ損失リスクを負うこととなる。会社が業務において効率化を図る行動をとれば、費用は低くなる可能性があるが、税金や資金調達費用などの会社の管理外の側面によって低くなる (又は高くなる) 可能性がある。最近、資金調達費用からの利益について批判されている。

将来の規制に関する質問

現在、Ofwat は 2019 年以降の新たな料金規制を設定中である。

規制制度は、特に水道会社にあまりにも寛大であるため、批判がなされている。例えば、Financial Times の最近の意見記事では、業界は消費者を十分にサポートしていないことを示唆しており、別の記事では、大幅な改革について論じている。同様に、Ofwat は、いくつかの水道会社の経営について批判している。例えば、Ofwat の Jonson Cox 会長は、現在の資金調達と相まった下水及び漏水に対する懸念を反映して、Thames Water の運営について疑問を抱いている。最近生じた問題としては、許容される資本費の上昇がある (そして、それは過去においてもあまりに高すぎた)。

2019 年以降の新たな料金規制の最終的な手法の発表の後、許容される資本費の低下については歓迎されたが、一定のサービス目標を達成するために認められた財政的な報酬について懸念が生じた。2015 年に英国下院の決算委員会 (Public Accounts Committee) は上下水道産業の経済的規制について調査し、規制機関による過去の料金規制を批判した。特に、資金調達費用や効率性の指標設定についての過大な推定であり、それらは顧客に対する料金請求の上昇をもたらしている。

Ofwat は規制に関する最近の批判に答えている。例えば、2017 年の Financial Times の意見記事の後、Ofwat の最高経営責任者 (CEO) は Ofwat の役割を擁護し、5 年間の料金規制を通じて顧客を保護しているなどと述べている。Water UK の最高責任者である Michael Roberts 氏も書面で応えており、漏水及び水質面での改善、高い投資レベル及び料金の効果的な抑制を強調しながら、Ofwat による料金規制の継続を主張している。

会社の構造

政府は上下水道業界における会社の構造に懸念を表明している。2018 年 1 月、マイケル・ゴーフ環境・食糧・農村地域大臣と Ofwat の Jonson Cox 会長との間の書簡の交換において、政府は水道会社の財務構造と行動に関する問題が提起され、もし現行の権限が不十分であるということであれば、政府は規制の枠組みの変更を検討する意思があるとしている。

2018 年 3 月 1 日、マイケル・ゴーフ大臣は、上下水道産業の大会で演説を行った。大臣は民営化以来の上下水道業界の投資を賞賛する一方、業界の企業構造と上下水道産業の配当の支払いを批判した。

...全体的に、私は、民営化以来の効率性と投資における疑いのない利益にもかかわらず、システムはそれほどうまく働いていないと信じている。あまりにもしばしば、水道会社（あなたの水道会社）が公共の利益のために十分に行動してこなかったという証拠がある。

Ofwat は 2018 年 4 月 9 日にマイケル・ゴーフ大臣に回答し、PR19（次の規制制度）と並行して、特に水道会社の資金調達に関する一連の措置を設定した。2018 年 4 月 18 日、マイケル・ゴーフ大臣は提案を歓迎し、水道会社はプランを支持しているように見えるが、政府は、もし後でそれが必要になったと思われる場合には、Ofwat に強力な権限を与えることを検討すると述べた。

(訳注 1) Letter from Jonson Cox to Secretary of State, relating to the behaviour of water companies, 9 April 2018

<https://www.ofwat.gov.uk/publication/letter-jonson-cox-secretary-state-relating-behaviour-water-companies-9-april-2018/>

(訳注 2) [PDF]Letter of 18 April from Michael Gove to Jonson Cox, Ofwat

(作成) 専務理事 安藤 茂

配信先変更のご連絡等について

「JWRC 水道ホットニュース」配信先の変更・追加・停止、その他ご意見、ご要望等がございましたら、会員様名、担当者様名、所属名、連絡先電話番号をご記入の上、下記まで E-メールにてご連絡をお願いいたします。
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-8-1 虎ノ門電気ビル2F (公財) 水道技術研究センター ホットニュース担当
E-MAIL : jwrchot@jwrc-net.or.jp
TEL 03-3597-0214 FAX 03-3597-0215
また、ご連絡いただいた個人情報は、当センターからのお知らせの配信業務以外には一切使用いたしません。

水道ホットニュースのバックナンバーについて

水道ホットニュースのバックナンバー（第58号以降）は、下記アドレスでご覧になれます。

バックナンバー一覧 <http://www.jwrc-net.or.jp/hotnews/hotnews-h30.html>

水道ホットニュースの引用・転載について

水道ホットニュースの引用・転載等を希望される方は、上記ホットニュース担当までご連絡をお願いいたします。
なお、個別の企業・商品・技術等の広告にはご利用いただけません。